

マイナポイント第2弾が始まっています

マイナポイントは、マイナンバーカード普及促進のほか、消費喚起や生活の質向上につなげるため、マイナンバーカードを活用する人に、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるポイントを付与するものです。(1人あたり最大2万円相当)

マイナポイント第2弾の対象	もらえるポイント	付与方式	ポイントの申請期間	ポイントの対象となるカードの申請期限
①カード新規取得者など(第1弾の際にマイナポイント未申込者を含む)	最大5,000円相当のポイント	20,000円のチャージまたは決済に対し付与率25%のポイント付与(最大5,000円相当)	令和5年2月末まで	令和4年9月末まで
②健康保険証利用申し込み(すでに利用申込済の人を含む)	7,500円相当のポイント	直接付与方式 ※チャージや決済に関係なく、各7,500円相当のポイントを付与		
③公金受取口座登録(すでに利用申込済の人を含む)	7,500円相当のポイント			

マイナポイントの予約・申込

以下の(1)、(2)のどちらかをお持ちの方はご自身でもマイナポイントの予約・申込を行うことができます。

- (1) パソコン・カードリーダー
- (2) マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン

そのほか、役場窓口でも設定支援の実施をおこなっており、さらに、郵便局・コンビニ・携帯ショップなどにマイナポイント予約・申込のための端末が設置されています。

マイナンバーカードの申請期限は**9月末**
カードを受け取ってからのポイント申請は**令和5年2月末**



登録に必要なもの

	マイナンバーカード	利用者証明用暗証番号(数字4桁)	券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)	対象となるキャッシュレスサービス(アプリ、カードなど)	口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)
①カード新規取得者など	○	○		○	
②健康保険証利用申し込み	○	○		○	
③公金受取口座登録	○	○	○	○	○ ※本人名義のもの

※注意点

- ・キャッシュレス決済サービスは一度申し込むと原則変更できません
- ・キャッシュレス決済サービスによっては事前に登録が必要なものがあります
- ・同じキャッシュレス決済サービスに複数人のマイナポイントを合算して付与することはできません

問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178
町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126

長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画を策定しました

教育委員会では、小中学校を取り巻く現状や課題、将来的な見通しを踏まえ、次代を担う子ども達のために、教育環境の整備・充実を図ることが教育行政に課せられた責務であると考え、児童生徒にとってより良い教育環境を実現させることを念頭に、「長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画」を策定しました。これにより、令和6年4月1日に長瀬第二小学校を長瀬第一小学校に統合します。

本計画は、教育委員会窓口で閲覧できるほか、町ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.town.nagatoro.saitama.jp/life/#教育> →



問合せ 教育委員会 教育総務担当 ☎66・3111 内線304